回復期リハビリテーション病棟協会ソーシャルワーカー10 か条(第3版)の改定について

回復期リハビリテーション病棟協会ソーシャルワーカー委員会では、この度、会員の皆様のお声もいただき、ソーシャルワーカー10 か条を改訂しました。昨今、回復期リハビリテーション病棟においても、身寄りのない人の支援・両立支援・地域共生社会の推進など、地域課題の実現に向けた機能強化が求められています。本 10 か条は、各項目に考え方・行動指標を作成しております。考え方・行動指標も併せて、回復期リハビリテーション病棟を利用される本人・家族・キーパーソン等の支援に各現場でご活用いただけましたら幸いです。

本 10 か条で活用する文言については、下記をご参照ください。

- ・援助の対象者(クライエント):*第3版では「本人・家族・キーパーソン」に表現を統一しました。
- ・キーパーソン:主に本人・家族の意思決定等を支援する役割を担う人物
- ・生活課題:社会生活における課題の総称。心身の健康・食生活・家族や友人との関係・経済基盤や金銭管理・就 労や教育・社会とのつながり・文化や娯楽等の日常生活における課題を指す。
- ・エンパワメント: クライエントが本来持っている力を取り戻し自身で問題解決に取り組めるよう支援することや、クライエントが自立した力を得ていくこと、力づけ
- ・バイステックの7原則
- ①個別化の原則:クライエントを個人としてとらえ、状況に応じて個別的に対応する
- ②意図的な感情表出の原則:援助者がクライエントの考えや感情を自由に表現できるように働きかける
- ③統制された情緒的関与の原則 :援助者は自身の感情を自覚し、クライエントが表出した感情を受容的・共感的に受け止める
- ④受容の原則:クライエントの考え・個性を否定せず、その背景(人生経験や環境など)を理解し受け止める
- ⑤非審判的態度の原則: 援助者はクライエントの言動や行動を、一般の価値基準や援助者自身の価値基準から評価・審判せずにあるがままを受け入れるように努める
- ⑥自己決定の原則:クライエントの意思に基づく決定ができるように援助していく。問題解決の方策について複数の選択肢を用意するなど自己決定の条件を整備し、メリットとデメリットを検討するなど自己決定に至る過程を一緒にたどる
- ⑦秘密保持の原則: 援助関係のなかでクライエントからの情報・言動や状況を秘密(プライバシー)として守る。この 保証が「意図的な感情表出」にもつながる